



④退院時共同指導料

- ◎ 退院時共同指導料 1
 - 1. 在宅療養支援診療所の場合 1, 500点/入院中1回
 - 2. 1 以外の場合 900点/入院中1回
- ◎ 退院時共同指導料 2 400点/入院中1回

・入院中の患者について、退院後の在宅療養を担う保険医もしくは保険医の指示を受けた看護師等^{*}、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士が、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養指導等を、入院中の保険医又は看護師等^{*}、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士と共同して指導を行い、文書により情報提供した場合。

【2020年改訂による変更点】（退院時共同指導料1、退院時共同指導料2）

・情報通信機器を用いた退院時共同指導の場合でも算定可能（原則は対面で行なう）

⑤多機関共同指導加算

- ◎ 多機関共同指導加算 2,000点（退院時共同指導料2に対する加算）

・入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等^{*}が、以下の職種うちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合。

- ◆ 在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等^{*}
- ◆ 保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- ◆ 保険薬局の保険薬剤師
- ◆ 訪問看護ステーションの看護師等^{*}（准看護師を除く）
- ◆ 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- ◆ 介護支援専門員又は相談支援専門員

※看護師等とは…上記④⑤において保健師、助産師、看護師、准看護師を指す

